

令和7年度 景観審議会（第1回景観形成部会） 議事要旨

日時：令和8年2月16日（月）10:00～12:00

場所：兵庫県中央労働センター 2階 視聴覚室（オンライン併用）

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 審議事項
景観形成重要建造物等の第18次指定について（諮問）
 - (2) 報告事項
 - ア 景観形成重要樹木「山崎藩陣屋門（紙屋門）のクスノキ」の変更について
 - イ 景観遺産の登録候補案について
- 5 閉 会

－出席者について－

委員定数10名中9名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事録署名委員について－

澤委員を指名した。

－議事（要旨）－

1 審議事項

「景観形成重要建造物等の第18次指定について（諮問）」について事務局から説明。

【委員】

説明いただいた内容について、異存はない。2つ目の「旧三星化学事務所」について、現状は①歴史的建造物と④地域のシンボル・ランドマーク等に該当し、指定要件としているが、現用途が店舗となっており、地域に開かれた施設の役割もあると考えるので、考え方によっては③地域活動の拠点施設の指定要件も該当するのではないかと思うので、考慮いただきたい。

指定の該当要件が多いからと言ってメリットデメリットはあるのか。

【事務局】

候補を検討する際にどの指定要件に該当するかを確認して選定しているが、該当指定要件が少ないからと言って助成率や上限が変わることはない。

【委員】

1つ目の「佐川家住宅」について、基礎に玄武岩が使用されている事例があったが、地域特有のプロセスストーリーを有する建造物はほかにもあるのではないかと推察される。

今後の課題にはなると思うが、指定建造物の地理的分布を整理し、点在するのではなく群として固まって認識できると、ストーリーとして見出せるものがあるのではないかと思った。

【事務局】

1つ目の「佐川家住宅」の玄武岩について、城崎の河川が北但大震災後に改修される際に、玄武岩が多く使われ、現在の護岸となっている。また、現在、景観遺産として登録している「北但大震災からの復興を今に伝える『豊岡震災復興遺産』」周辺にも玄武岩を基礎に使用されている建物が多くあり、まち歩きガイドの際もそういった説明がされている。

県としてもストーリー仕立てでPRできればより建物の魅力が伝わるのではないかと考えられるので、参考にさせていただければと思う。

【委員】

委員がおっしゃられた玄武岩については、玄武洞が山陰海岸ジオパークに含まれているので、ストーリー性が成立すると考える。関係機関との連携を図っていただければ思う。

旧三星化学事務所も宝殿石（竜山石）が基礎に使用されているかと思う。こういった基礎材も有効な視点であるので、分かれば指定資料に今後記載いただければと考える。

旧三星化学事務所について、大正ロマン的な建物であり、有意義な建物であると思う。最近では擬石やテラゾー等の活用が見られなくなっているが、大正時代の建物には使われていることが多いので、保存できればと考える。

旧田原家住宅について、茅葺は丹波篠山市の武家住宅と関連性もあるのではないかと思う。茅葺屋根がまちの中で残っていることも価値の高い点であると思う。

永田家住について、市道長田線から門までのアプローチが指定の対象にされていないのではないか。アプローチの舗装には石が敷かれていると思うが、こういったものにも重要な価値があるのではないかと考えている。

また、風景、景観的視点から池石積みや生垣は大切にしていきたい、こういったものを残す形で指定していただきたい。

庄家住宅について、樹木が敷地内に立っているが、保存の対象となっていない。風景的な視点からも、樹木がなくなると顔が消えたようなイメージになるので、大切に保全していただきたいと思う。

本陣名残りの松について、名は知られていないが、街道にとって重要であると思う。佐川家住宅にある松と同様に、意匠的なもの（形状）を大切に保全していただければありがたい。

中藤田家住宅について、外壁は日本海側には焼杉が用いられているので、そういったものの関係性や赤瓦についてももう少し記載いただければと思う。例えば、赤瓦はどの辺りまで分布しているのか、この辺りまでかと思うが、そうであれば隣の県との関連など非常に重要な位置にもあるのではないかと思う。

以上を踏まえてさらに厚みのある内容にしていいただければと考える。

【事務局】

建物調査で樹木と建物の関係性は大きいと感じた。また、所有者の方と話をし、樹木が大きければ大きいほど手入れに時間と費用がかかり、悩んでいることが多く見受けられたので、今後の課題と考える。

永田家住宅のアプローチについて、指定対象に含まれていないので、検討したい。

石州瓦が使用されているところは寒冷地が特徴であると思うが、出石の方まで行くと黒瓦が使用されているので、先ほどのご意見であったように地理的分布などの特徴をまとめると景観としての深みが出ると思うので、記載させていただければと思う。

【委員】

旧三星化学事務所について、地域の調査等に関わっているが、心配している建物だった。地域一体となって保存していくことに県の方も心を砕いていただけていると思っており、補助金を使って様々な取組をしている方もいるが、一枚岩になっていない地域であり、どのようにサポートすれば良いか悩んでいる。サポートに向けて簡単に答えは出ないと思うが、市の方と協力して長い目でサポートをお願いできればと考える。カフェとしては良い場所だったが、さらに開かれた場所として地域で活用していただければと思う。

旧田原家住宅について、茅葺屋根は減っているので、大切にしていいただければと考える。この周辺はトタンのカバーが付いている茅葺も含め、比較的県内では茅葺屋根が良好に残っている地域だと思うので、関連づけて支援をしていただければと思う。

永田家住宅について、長田川と関連があるような土地利用に感じた。池などは河川を利用したものが見られるのではないかと思い、その辺も評価していただければと考える。洗い場の存在や小さいため池の利用の工夫等は、淡路地方ならではのことと思うので、それらと大きな屋敷との関連性の説明があるとより良くなると考える。

【委員】

中藤田家住宅について、「昭和40年代に黒瓦に葺き替えられている。」とあるが、黒い石州瓦も昔から存在し、ステータスとして黒い石州瓦を葺かれたり、棧瓦も逆向きに葺かれたりしている。石州瓦の代理店から販売され、この一帯に広がった認識がある。赤い瓦だけが石州瓦の認識になっていると思うが、黒っぽい艶のあるものも石州瓦である。養父市大屋町大杉重要伝統的建造物群保存地区では、黒い石州瓦が使用されている。石州瓦も様々な種類があるので、違いが分かるように明記していただければと思う。

ジオパークエリアは、自然環境と深いつながりがあるが、実感として伝わらないことで景観の保存ができていない部分もある。私たちのまちや住まいは自然環境や気候風土といった大きな背景とつながってきた結果、形成されたものだということを実感する書きぶりが大切だと考える。

例えば、焼板の壁は山陰海岸ジオパークの自然環境が作り出した景観であり、焼板は新しい材料で昭和の普及になるが、潮風から建物を守る防御の意味で一番有効な壁である。

また、石州瓦や地元では鎧張と言われる板壁は、非常に強い風が吹くことで、塩を含んだ雪や雨が降り、砂も増えて砂丘ができる場所に立地している建物の特徴である。

このように、山陰海岸ジオパークとのつながりがさらに理解できるような形で保存計画の部分に文書として記載する方が、地域の様々なまちづくりやジオパークの活動にもつながり易いのではないかと考える。

【事務局】

黒瓦について、おそらく黒い石州瓦だと思うが、書き分けができていないので、整理できればと思う。

建物の立地背景による地域特有の景観や意匠を保存できるような保存方針を明記できるよう検討できればと考える。

【委員】

特に農村地域に立地するものは建物との関連性が多く出ていると思うし、まちの中の建物も周辺環境との関連性があると思うので、建物を物として注視しがちだが、地形や兵庫の自然豊かさが住まいやまちなみにつながっていることを実感していただくことでより景観としての意味が伝わると考える。

【委員】

資料2の最後のページに各候補の該当指定要件が一覧表にして示されている。該当指定要件③地域活動の拠点施設についてだが、永田家住宅では2024年からイベントを実施しているが、近年開始されたものであり、以前から資料展示等がされていれば良いのだが、活動の歴史が浅いので指定を受けるために始めたと捉えられかねない。特に指定要件③については、指定要件として加えて良いかどうかを慎重に検討すべきではないかと考える。

【事務局】

指定要件③について、所有者の方が建物を残したいという思いでそういった活動をされている場合もあるので、所有者の方や推薦者の話をよく聞きながら、そのような使われ方をしないように注意したい。

【委員】

それぞれ地域性や家の由来、家業の変遷等に沿った特徴的な家が比較的当時のまま残っており、素晴らしいと思う。

ストリートビューで、まち並みとしての連続性があるところも確認できたが、建物だけがあるところは点から線、面という形で保全して、良いまち並みの雰囲気になれば、より魅力的だと感じた。

指定されることで景観形成支援事業が活用でき、保存修理がより進むと思う。例えば、旧三星化学事務所の木造陸屋根や旧田原家住宅の茅葺屋根は維持管理に費用がかかるし、定期的にメンテナンスが必要だと思うので、指定すべきだと考える。

永田家住宅について、地域活動の拠点として活用もされているが、敷地が奥まっていることがもったいないと感じた。これが原風景だと思うが、もう少し近づきやすくなり、見学等できるのであればより良いと思う。

本陣名残りの松について、参考資料1の26ページの一番上の写真では電線が手前に映っており、もったいないと感じたので、どうにかできれば良いと思う。

【事務局】

指定建造物について、面を優先的に指定するか、点でも指定する方が良いかについて、内部でも悩んでいる内容であり、賑わいを持たせる点では景観形成地区内等の面で指定する方が良いと思うが、点での指定についてもそこが一つの拠点となり、周辺に賑わいが広がる期待ができると思う。

現在は、景観の保全を中心に取り組んでいるが、今後活用してもらう時にどういった保全の在り方がいいのかを検討しなければならないと考える。

電線については、本陣名残りの松に限らず、景観形成地区内等でも景観を損ねているとの話は出ているが、国や市町の方と協議をしながら検討を進めていければと思う。

【委員】

指定要件③地域活動との関連性、地域拠点性について、参考資料1の19ページの庄家住宅以外は、年に1度公開や地域の拠点で使われているが、庄屋住宅は、「未来に引き継がれることが望まれている。」との記載に留まっているため、年に1度、不定期に公開予定であることやイベントを行う拠点とする予定があれば、そのことを記載すれば、ほかの候補とのバランスが良いと思う。

【事務局】

西播磨ビンテージ建物図鑑に掲載されているが、建物は非公開とホームページに掲載されている。ただ、現所有者の親族から活用していきたいといったご意向も聞いているので、すぐに活用する話ではないので、記載は難しいと思うが、調査していただいた専門家の方と相談し、活用に向けて検討してもらえたらと考えている。

【委員】

今日の諮問を受けて皆様の意見を伺い、答申を行うわけだが、様々な意見をいただいているため、これを反映する形で答申に向けていきたいと思う。いただいた意見を指定資料に加えることについて、ご異議はないか。また、内容について、部会長である私の方で確認するため、一任していただきたい。

———異議なし———

2 報告事項

「景観形成重要樹木「山崎藩陣屋門（紙屋門）のクスノキ」の変更」及び「景観遺産の登録候補案」について事務局から説明。

【委員】

景観遺産の豊岡震災復興遺産について、豊岡市街地はアーケードが多かったと思うが、今シーズンは雪が積もったのではないかと思う。現在登録されている建物はそういった雪の弊害は出ていないのか。また、今回登録されるものについてはどのように考えておられるのか。

【事務局】

雪の被害は聞いていない。

豊岡は積雪が多い地域であるため、積雪を考慮した建物は当初から建てられている。現在も雪止めや一定の勾配を設けるつくりが建物に反映されていると思うため、登録の説明の際は積雪への配慮についても説明できるようにしたいと考える。

【委員】

景観遺産候補の北条鉄道について、戦時中は軍事物資を輸送していたと思うが、勤労奉仕のために鶉野飛行場に行く者が法華口駅で降りて向かっていたので、そのようなストーリーも考えられるのではないかと思う。

【事務局】

ストーリー作成の参考にさせていただく。

【委員】

鉄道会社に対するアプローチはされているか。

【事務局】

JRについては、直接アプローチできていない。北条鉄道については、概ね同意をしていただけたと思うが、改めてご説明に伺いたいと考えている。廃線になっている駅舎については各市町が所有しているため、市町と相談していく。

【委員】

宍粟市山崎町の山崎藩陣屋門（紙屋門）のクスノキの伐採の事例により、環状剥皮という技術を把握したので今後の検討の幅が広がった。

山崎町の庄家住宅の庭にあるクスノキの影響や文化財の建造物に対する樹木からの被害をどのように食い止めるかといった課題については、この環状剥皮という技術により樹木の成長を抑制することができる。今後は、倒壊の危険性や落ち葉の処理の問題以上に樹木自体が建物に影響を及ぼすことに対して環状剥皮といった処置があるということを広く周知していただくとともに、影響のある樹木について事前にこの処置を積極的に行うことができれば良いと考える。

また、たつの市の重要文化財の堀家住宅のそばにある揖保川沿いに立っているクスノキは、山崎町の指定されている景観形成重要樹木のクスノキよりも一回り大きいですが、所有者が特定できていないため、指定されていない状態である。たつの市は管理しているが所有者ではないとのことで、一級河川の揖保川の管理者が所有者ではないのかなど、所有者が定まらない状況ではあるが、交通の弊害になっている部分と景観に対して寄与している部分がある中で、環状剥皮といった処置がされるべきだろうと思う。

－答申について－

「景観形成重要建造物等の第18次指定について（諮問）」の答申案について、指定書に委員からいただいた意見を追記することで了承され、その文案の確定は部会長に一任された。

以上